

お知らせ

体外受精・顕微授精の料金について

令和4年診療報酬改定に伴い、令和4年4月1日より、体外受精・顕微授精の料金を、下記のとおり改定させていただきます。

- I 診療報酬に定められた点数に従い保険算定いたします。
- II 回数制限・年齢制限を越えた方について
 - 体外受精の料金を、一律自費にて **330,000 円**（税込）
 - 顕微授精の料金を、一律自費にて **352,000 円**（税込）
お支払いいただきます。
- III 胚凍結の延長について
 - 胚凍結開始から3年までは保険適応のため、胚凍結保存維持管理料 **10,500 円**（3割負担）お支払いいただきます。
 - 凍結開始から4年以上経過している方は、受精卵の期限更新時には、個数に関係なく胚凍結保存維持管理料 **38,500 円**（税込）をお支払いいただきます。

今後、内容の変更等が発生した場合は随時お知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、産婦人科スタッフへお尋ねください。